

令和6年能登半島地震 焼津市から被災地へ



焼津市と志太消防本部では、1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地が1日も早く復旧するよう、120人を超える職員派遣を行っています。引き続き国や県などと連携して支援を実施しています。
問合せ 地域防災課 ☎623-2554

【支援内容】
●緊急消防援助隊派遣 ●給水車派遣
●災害マネジメント総括支援チーム「DMAI」派遣 ●市立総合病院災害派遣医療チーム「DMAI」派遣
●応急危険度判定士派遣 ●避難所運営支援 など

市職員・志太消防本部職員などのべ120人以上派遣

(2月13日時点)

能登半島地震義援金を受け付けています

市では義援金の受け付けに係る募金箱を設置しています。いただいた募金は、災害義援金配分委員会を通じて被災者の生活支援に役立てられます。※詳しくは今号17ページを確認してください。

派遣内容は随時市ホームページでお知らせします



志太消防本部 活動報告会

命を守る 一人一人の防災対策

地震や津波などの自然災害は、時として、想像を超える力で襲ってきます。災害をなくすことはできませんが、日頃から防災対策をしておくことで、被害を少なくすることができます。
防災対策で大切なことは、自分の身の安全を守るために一人一人が取り組む「自助」。そのポイントを紹介します。
問合せ
● 地域防災課 ☎623-2554 ● 防災計画課 ☎625-0128

自らの命は自らで守る

災害による被害をできるだけ少なくするために、まず自ら取り組む「自助」、次に地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、そして国や地方公共団体などが取り組む「公助」が重要だとわれています。
その中でも基本となるのは「自助」、自らの命は自らで守る意識を持ち、行動することです。特に災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要です。
あらかじめ災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、身の安全を確保し、生き延びていくために、水や食料などの備えをしておきましょう。

家の中の安全対策

過去の地震発生時、倒れてきた家具の下敷きになって亡くなった人や大けがをした人が大勢いました。「大地震が発生した際には家具は必ず倒れるもの」と考えて、事前に防災対策を講じておく必要があります。地震の発生時、部屋にどのような危険があるのかを考えて、対策をしましょう。
【家具の防災対策】
●寝室や子ども部屋などには、できるだけ家具を置かない。置く場合はなるべく背の低い家具にし、転倒防止対策を講じる
●家具は転倒しないように、壁に固定するなどの対策をしておく
●ドアや避難経路をふさがないように、家具配置のレイアウトを工夫する

ライフラインの停止や避難への備えは?

大災害が発生したときには、電気やガス、水道、通信などのライフラインが止まってしまう可能性があります。ライフラインが止まっても自力で生活できるよう、普段から備蓄品や飲料水、非常食などを準備しておくことが大事です。
また、災害発生時は、危険な場所にいる人は避難することが原則です。身の回りの災害リスクに対し、「いつ」「どこに」避難するかを事前に整理する「わたしの避難計画」を作成しましょう。
災害時に慌てることなく、安全な場所に避難できるように備えておきましょう。



情報収集方法を確認しましょう

災害時に素早く情報を入手し、安全を確保できるように、日頃から多様な情報収集方法を把握しましょう。情報収集は、1つだけでなく、複数の手段をとれるようにしておく、災害時のリスクを減らすことができます。

- 【情報収集方法】
- やいづ防災メール
 - 焼津市公式LINE
 - 同報無線放送・同報無線放送音声サービス
 - 市公式ホームページ・防災ポータルサイト
 - テレビのdボタン



市ホームページで同報無線放送内容を確認できます

焼津市災害時初動訓練に参加しましょう

日時 3/3(日) 9:00～11:30
※8:30に同報無線による訓練前の事前放送を行います。
実施内容
①9:00のサイレンを伴う地震発生時の訓練放送で、ご自身の身の安全を確保する行動を取ってください
②非常持ち出し品と「わが家の安否確認カード」を持ち、近くの指定(緊急)避難場所へ避難してください
※沿岸地域においては、津波避難のため高台に避難してください。
【緊急速報メール配信】
3/3(日)9:00ごろに、緊急速報メール(大津波警報発表)の訓練送信を行います。対象 スマートフォン・タブレット端末を持ち、配信時に市内にいる人 ※対応できない機種もあります。受信の可否は各携帯電話会社のホームページや販売店で確認できます。
※マナーモードでも鳴動する場合があります。

公民館は 地域交流センターに生まれ変わります

4月1日
から



市では、4月1日(月)から市内の全公民館を「地域交流センター」に移行します。地域の皆さんがより使いやすく、幅広い活動に利用できる施設になります。
問合せ
スマイルライフ推進課 ☎631-6862



移行で何が変わるの? 地域交流センター

■なぜ移行するの?
人口減少や少子高齢化、就労形態の変化など社会環境の変化により、地域課題や住民ニーズの複雑多様化、地域の担い手不足、地域活動への参加者の減少などの状況が全国的に見られています。
このような状況の中、市民の皆さんの身近な公共施設である公民館は、従来の生涯学習活動を行うだけでなく、地域の住民、団体、事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら、笑顔あふれる心豊かな暮らしの実現を目指して取り組みを進めていけるよう、地域の拠点施設としての機能をより一層強化していく必要があります。
このため、生涯学習活動に加え、さまざまな目的や用途で利用でき、幅広い世代の住民や地域の団体、事業者が「つながり」「支え合う」地域の拠点施設となるよう、公民館を「地域交流センター」へ移行します。
■祝休日も開館します
これまで休館日だった祝休日(月曜日を除く)も開館し、さらに使いやすく便利になります。

※焼津地域交流センターは、年末年始(12月29日～1月3日)のみ休館で、月曜日も開館します。
■地域交流センターが実施する事業
「公民館」はこれまで、主に生涯学習事業を実施してきました。「地域交流センター」では生涯学習事業に加え、地域の拠点施設としての機能を強化し、交流の場の設置や地域情報の発信など、地域コミュニティ組織の活動を支援する事業を実施していきます(図1参照)。

【図1】「地域交流センター」の事業

【地域交流センター】		
【公民館】 生涯学習事業 ●公民館講座の開催 ●社会教育団体活動の場 地域事業 ●公民館まつりなど	+	地域拠点施設として 地域コミュニティを支援 ●交流の場の設置 ●地域情報の発信 ●まちづくり活動の支援

地域交流センターではどんなことができるの?

■3つの拠点機能に沿った新たな活動に利用できます
「地域交流センター」は、「交流拠点」、「生きがい拠点」、「活動拠点」の3つの拠点機能を有した施設になります。
この拠点機能に沿ったさまざまな活動に利用できるようになり、さらに使いやすい地域の拠点施設へと生まれ変わります(図2参照)。ぜひご利用ください。
●交流拠点
子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民や地域の団体、事業者など多様な主体が集い、つながります
●生きがい拠点
趣味や就労などの生きがいづくりのほか、健康づくりなどさまざまな知識を学び、楽しみます
●活動拠点
自治会だけでなく、地域の多様な主体が地域の将来などを話し合い、地域課題の解決に向けて支え合います

【図2】「地域交流センター」の3つの機能と新たに行うことができる活動例

「地域交流センター」では、どんなことができるの?
例えば、こんなことが新たにできるようになります。

- 多様な人々がつながる「交流拠点」
●友人との食事会などの交流会
●自治会などの地縁団体主催の懇親会
- 学び楽しむ「生きがい拠点」
●私用などの個人利用
●事業者などによるカルチャースクールや学習塾など
- 地域で支え合う「活動拠点」
●地域の未来や課題を考えるワークショップ
●地域主催の朝市などでの事業者の参加販売

※これらは一例です。詳しくは問い合わせてください。

施設の予約方法

各施設の予約は、次の手順により、オンラインで行ってください。

【手順①】利用者登録を行う
登録サイト「焼津市施設予約システム利用者登録(個人&団体)※地域交流センター」で、団体または個人を登録する ※一度登録すれば、次回からは登録不要。

【手順②】施設を予約する
予約サイト「焼津市施設予約システム」で予約する